

政令第三百五十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条及び第三十一条、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八条第一項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第八十六条の七第一項、第九十二条及び第九十七条の六、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第二項第一号及び第四条第一項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を削り、第十条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 法第二十八条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第十条 法第三十一条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

第十一条から第十四条までを削り、第十五条を第十一条とし、第十六条を削り、第十七条を第十二条とする。

附則第三条を削る。

第二条～第四条（略）

附則

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定共同住宅等建築主に該当することとなる建築主の要件としての一年間に新築する分譲型規格共同住宅等の住戸の数を定める等建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。